

経済産業省

28保電安第6号
平成28年4月27日

関係団体 各位

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の依頼について

日頃は電力設備の保安にご協力を頂きありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく、固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しています。

最近、太陽電池パネル等の飛散事故が散見されており、昨年9月の台風15号の風による事故では、発電所構外に飛散した太陽電池パネルにより、多数の住宅や車両を損壊するという被害も発生しています。

これら被害の再発を防止するため、台風期前までに、設置者各々の責任において、太陽電池パネル等の飛散による被害防止のため、万全な対策が必要です。

貴【別添2送付先】におかれては、台風期前までに別記の留意事項を踏まえ、太陽電池発電設備の入念な点検を実施し、必要に応じて補強を行うことを会員等に周知徹底し、遺漏なき対応を御願いいたします。

なお、平成28年4月1日付で電気関係報告規則が改正されており、50kW以上の太陽電池発電設備において、発電所構外へ太陽電池モジュール、架台等の飛散が発生した場合、事業用電気工作物の設置者は事故報告の義務が係りますので、速やかに最寄りの産業保安監督部へ報告してください。

また、万が一他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる場合がございます。

引き続き、経済産業省では、太陽電池発電設備の安全対策を検討して参りますので、有効な対策などの意見や提案がありましたら下記問い合わせ先までお知らせ下さい。

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電話：(03) 3501-1742 (直通) メール：qqnbbj@meti.go.jp

別 記

<点検に関する留意事項>

1. 点検時の体制について

- ・「事業用電気工作物の設置者」においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行うこと。

2. 点検に関して

- ・太陽電池発電設備が電気設備の技術基準に適合していることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の架台・基礎などが必要な強度を有している事を確認し、また構造、強度に影響する接合部にゆるみや破損がないことを確認すること。
- ・太陽電池パネルの架台への接合部にゆるみや破損がないことを確認すること。
- ・電力ケーブルやケーブルラック取付部に、ゆるみや破損がないことを確認すること。
- ・柵やへい、遠隔監視装置などが、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の点検後、対策の要否を判断し、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強などの飛散被害を防止する対策を行うこと。